

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	備前市

備前市鳥獣被害防止計画



<連絡先>

担 当 部 署 名 備前市役所産業観光部産業振興課
所 在 地 備前市東片上 1 2 6
電 話 番 号 (0869) 64-1831
F A X 番 号 (0868) 64-1850
メールアドレス bznousui@city.bizen.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ヌートリア、アナグマ、タヌキ、ニホンザル、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	備前市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	水稲、野菜、ヒノキ	0.58ha [486千円]
イノシシ	水稲、野菜	—ha [—千円]
ヌートリア	水稲、野菜	—ha [—千円]
アナグマ	果樹、野菜	—ha [—千円]
タヌキ	果樹、野菜	—ha [—千円]
ニホンザル	果樹、野菜	—ha [—千円]
カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	果樹、野菜	—ha [—千円]
カワウ	魚類	—ha [—千円]
その他獣類	水稲	2.68ha [2,260千円]

(2) 被害の傾向

農作物の鳥獣別の主な状況は上記表のとおりであるが、シカ及びイノシシが民家の庭先に出没する状況から、家庭菜園まで被害は拡大している。また、頻繁な鳥獣被害により農家の生産意欲の低下とともに、耕作放棄地が増大傾向にある。

1) ニホンジカ

ニホンジカによる被害は市内全域で発生しており、被害時期は年間を通して発生している。被害状況としては、田植え後の水稲、野菜類を中心に発生している。また、ヒノキへの皮剥被害が、正確な被害数値は把握できていないが、被害の実態はある。

岡山県による生息数推計では、備前市は県内でも生息密度が高く、被害及び捕獲の状況から、市内の中山間部から諸島地域まで幅広く生息している。

2) イノシシ

イノシシによる被害は市内全域で発生しており、被害時期は年間を通して発生している。被害状況としては、水稲、野菜類、イモ類、タケノコなど作物全般にわたり発生している。また、山際の農林道、市道の法面、田畑の畦畔の掘り起し等施設への被害も深刻になっている。生息数は不明であるが、被害及び捕獲状況から、中山間部から諸島地域まで数多く生息し

ている。

3) ヌートリア

ヌートリアによる被害は諸島地域を除き市内全域の河川やため池周辺の田、畑で発生しており、被害時期は年中発生している。被害状況としては特に田植え後の水稻や野菜を中心に発生している。

4) アナグマ

アナグマによる被害は市内全域で発生しており、被害時期は年中発生している。被害状況としては果樹・野菜の被害が正確な被害数値は把握できていないが、被害の実態はある。

5) タヌキ

タヌキによる被害は市内全域で発生しており、被害時期は年中発生している。被害状況としては果樹・野菜の被害が正確な被害数値は把握できていないが、被害の実態はある。

6) ニホンザル

備前市内においてニホンザルの群れによる被害は確認されていないが、単独で行動する渡りザルによる果樹・野菜の被害は時折報告されている。正確な被害数値は把握できていないが、被害の実態はある。

7) カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）

カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）による被害は市内全域で発生しており、被害時期は年中発生しているが特に春から秋にかけて被害が多い状況にある。被害状況としては、果樹・野菜の被害が正確な被害数値は把握できていないが、被害の実態はある。

8) カワウ

カワウによる被害は諸島地域において年中発生しており、特に春から夏の被害が多いが、正確な被害数値は把握できていない。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和7年度）	目標値（令和10年度）
ニホンジカ	0.58ha [486 千円]	0.52ha [437 千円]
イノシシ	－ha [ー千円]	－ha [ー千円]
ヌートリア	－ha [ー千円]	－ha [ー千円]
アナグマ	－ha [ー千円]	－ha [ー千円]
タヌキ	－ha [ー千円]	－ha [ー千円]
ニホンザル	－ha [ー千円]	－ha [ー千円]
カラス類 （ハシブトガラス、 ハシボソガラス）	－ha [ー千円]	－ha [ー千円]
カワウ	－ha [ー千円]	－ha [ー千円]
その他獣類	2.68ha [2,260 千円]	2.41ha [2,034 千円]

令和7年から10%削減する

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会(3分会)、駆除班(8班)、実施隊(22人)を編成し、銃器による捕獲、追い払い活動、くくりわな、箱わなによる捕獲活動を実施。 駆除班に檻81基を貸与、くくりわな用消耗品を支給してきた。	猟友会、駆除班の熱心な活動、取組みにより多数の捕獲を行っているが、農作物の被害は依然として減少に至っていない。猟友会及び駆除班の構成員も高齢化が進むなど、狩猟者が年々減少し、駆除活動の負担が増えている。捕獲の担い手としての新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上、資材の整備が課題となる。
防護柵の設置等に関する取組	電気柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵等による防護柵を設置する農家に対して補助金を交付してきた。	防護柵等の設置箇所については増加傾向にあるが、高齢化等に伴い休耕田が増加し、集落全体で見ると効率的な設置がなされていない箇所が多くある。 このため、集落が一体となった防護柵設置の推進が必要である。
生息環境管理その他の取組	地域において、実施隊による被害調査・対応指導の機会に被害防止に関する知識の普及・啓発を進め、緩衝帯や耕作放棄地の整備等の取組みが行えるよう被害防止体制の整備を推進してきた。	猟友会及び駆除班の構成員も高齢化が進むなど、狩猟者が年々減少し、駆除活動の負担が増えている。捕獲の担い手としての新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上、資材の整備が課題となる。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害防止を図るため引き続き『1. 個体数管理(有害鳥獣の捕獲駆除)』『2. 被害地管理(防護施設の設置)』『3. 防除体制づくり』の3点から総合的に対策を行う。 『1. 個体数管理(有害鳥獣の捕獲駆除)』については、 ① 捕獲従事者、実施隊の活動強化を図るため、新たな捕獲従事者の確保・育成対策を推進する。 ② 捕獲従事者による箱わな導入を継続しつつ、設置した箱わなにわな監視システムを導入することで、わな作動時の捕獲従事者へのメール通知による見廻り作業の軽減を図ることで、多頭捕獲を目指す。

③ 狩猟者の高齢化及び減少を考慮して、狩猟免許の取得費用等の補助を継続し、狩猟者の確保・育成を図る。
『2. 被害地管理（防護施設の設置）』については、
① 農家等が設置する防護施設に対する支援を継続することで被害の発生を防止する。
② 地域ぐるみ、数戸共同での取組みを推進し、ワイヤーメッシュ柵、電気柵の設置等、効果的な防護の推進を目指す。
③ ICTを活用し、防護柵設置状況の電子管理を行うとともに、生息状況や被害地の範囲を地図上で把握する。
『3. 防除体制づくり』については、
① 鳥獣の餌場にならない集落を目指し、生ごみ、放棄野菜、放棄果樹等の適正処理を実施隊による被害調査・対応指導の機会に周知し、環境面での整備を推進する。
② ICTを活用し、鳥獣の生息状況や行動範囲を蓄積することで、効果的な鳥獣対策を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制については、市が主体となり捕獲従事者を募集し、駆除活動を実施する。
箱わなの設置場所の選定及び箱わな等による鳥獣の捕獲の情報、餌付け等鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律下でない作業については、地域との合意と協力により行う。
平成26年度から編成している鳥獣被害対策実施隊は、令和5年度は22人を市長が任命し、駆除班と連携して、有害鳥獣の捕獲を推進する。

（2）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容	
令和8年度	ニホンジカ イノシシ	捕獲手段	箱わな、囲いわな、くくりわな、銃器
		捕獲実施 予定時期	被害が年間を通じて多発するため年間を通じて実施する。
		捕獲場所	備前市全域
令和10年度	ヌートリア アナグマ タヌキ ニホンザル	捕獲手段	箱わな
		捕獲実施 予定時期	被害が集中する春季から夏季を基本とする。ただし、被害発生集落から捕獲要請を受けた場合は捕獲を許可する。
		捕獲場所	備前市内全域
	カラス類	捕獲手段	銃器

	(ハシブトガラス、ハシボソガラス)	捕獲実施 予定時期	被害が集中する春季から夏季を基本とする。ただし、被害発生集落から捕獲要請を受けた場合は捕獲を許可する。
	カワウ	捕獲場所	備前市内全域
	他の鳥獣	他の鳥獣については、被害の発生状況に応じて有害鳥獣捕獲を適時実施する。	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
有害鳥獣の捕獲計画数は、過去の捕獲実績及び被害状況を基に設定するものとする。 ○ニホンジカ R6年度の捕獲実績は有害捕獲で1,068頭となっている。 ニホンジカの生息数は把握できてはいないが、かなりの生息密度があるため、引き続き駆除活動に努め、年間捕獲計画数を有害捕獲で2,200頭の捕獲計画とする。 ○イノシシ R6年度の捕獲実績は有害捕獲で658頭となっている。 イノシシの生息数は把握できてはいないが、かなりの生息密度があり、多産傾向にあるため、引き続き駆除活動に努め、年間捕獲計画数を有害捕獲で1,200頭の捕獲計画とする。 ○ヌートリア R6年度の捕獲実績は有害捕獲で55頭となっている。 捕獲数の推移から個体数は増加傾向と考えられ、年間捕獲計画数は60頭とする。 ○アナグマ R6年度の捕獲実績は有害捕獲で117頭となっている。 捕獲数の推移から個体数は増加傾向と考えられ、年間捕獲計画数は200頭とする。 ○タヌキ R6年度の捕獲実績は有害捕獲で32頭となっている。 捕獲数の推移から個体数は増加傾向と考えられ、年間捕獲計画数は80頭とする。 ○ニホンザル R6年度の捕獲実績は有害捕獲で0頭となっている。 サルの捕獲は備前市内ではほとんど例がなく、技術的にも困難であるが、追い払いと併せて必要に応じて捕獲に取り組む。 年間捕獲計画数は5頭とする。 ○カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）

R6年度の捕獲実績は有害捕獲で19羽となっている。 捕獲数の推移から個体数は増加傾向と考えられ、年間捕獲計画数は30頭とする。 ○カワウ R6年度の捕獲実績は有害捕獲で0羽となっている。 備前市でも水産業被害があるため、年間捕獲計画数を10羽とする。
--

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	2, 200頭	2, 200頭	2, 200頭
イノシシ	1, 200頭	1, 200頭	1, 200頭
ヌートリア	60頭	60頭	60頭
アナグマ	200頭	200頭	200頭
タヌキ	80頭	80頭	80頭
ニホンザル	5頭	5頭	5頭
カラス類 (ハシブトガラス、 ハシボソガラス)	30羽	30羽	30羽
カワウ	10羽	10羽	10羽

捕獲等の取組内容
捕獲体制については、農作物被害が多発する春期から秋期を重点的に、銃器やわなによる駆除を実施するとともに、農業者からの被害報告並びに駆除依頼があれば、通年駆除を実施する。 特に、有害獣捕獲強化対策事業（単県）を活用し、4月から11月の猟期前までイノシシとシカを、10月の県境域駆除強化月間にシカの捕獲活動を強化する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
備前市内でわなにかかったイノシシとシカの止めさしを行う際、接近することに危険性が伴う場合はライフル銃を使用する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし（すでに許可権限の委譲済み）

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度

ニホンジカ イノシシ ヌートリア他	防護柵 2,000m	防護柵 2,000m	防護柵 2,000m
-------------------------	------------	------------	------------

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ	防護柵の維持管理や周辺環境の整備の必要性の周知を行うとともに、市補助事業である防護柵の設置補助事業を推進することで、農作物被害減少を目指す。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

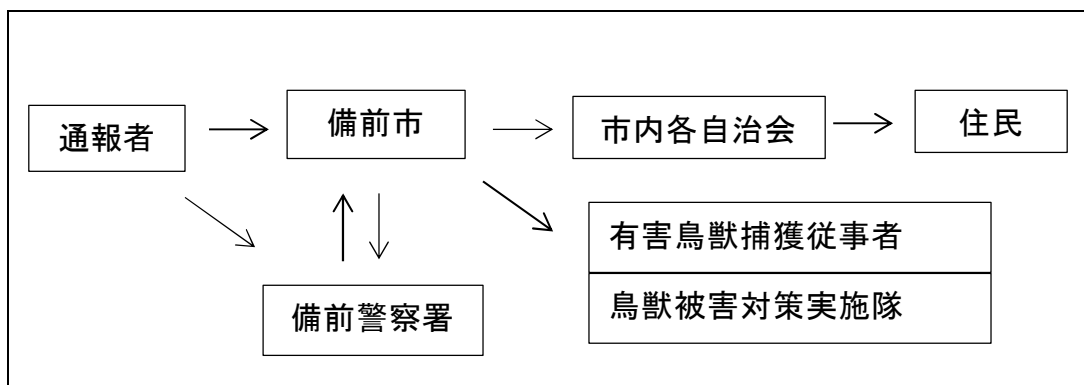
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	ニホンジカ イノシシ ヌートリア アナグマ タヌキ ニホンザル カラス類 (ハシブトガラス、 ハシボソガラス) カワウ	地域において、実施隊による被害調査・対応指導の機会に被害防止に関する知識の普及・啓発を進め、緩衝帯や耕作放棄地の整備等の取組みが行えるよう被害防止体制の整備を推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
備前警察署	住民の生命の安全確保に関すること
備前市	対処全般に関すること
備前市内各自治会	住民への周知に関すること
有害鳥獣捕獲従事者 鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲に関すること

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

平成28年度から備前市有害鳥獣処理施設（微生物による減容処理装置）を設置し、捕獲した有害鳥獣の処理が可能となっており、本施設を利用した処理を継続する。
 なお、処理施設を利用しない場合は、捕獲者による適正な埋設による処理とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	有効的に利用するためには、捕獲から解体、加工、流通、消費まで一貫したシステムを構築する必要があるため、採算性なども含めて検討していく。
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等）	

（2）処理加工施設の実施体制

搬出方法、搬出時間の制限、処理加工施設の設置場所等を考慮しながら検討していく。

（3）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

捕獲等をした対象鳥獣については、狩猟者による自己利用がほとんどであり、人材育成については今後検討していく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

（1）協議会に関する事項

協議会の名称	備前市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
東備地区猟友会備前分会	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集、有害鳥獣捕獲
東備地区猟友会日生分会	
東備地区猟友会吉永分会	

晴れの国岡山 農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集、 営農関連指導
美作東備森林組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
岡山県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
備前市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
認定農業者会	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
備 前 市	鳥獣被害防止対策に関する全般的な事務、 関係機関との連絡調整 捕獲従事者による有害鳥獣捕獲

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
岡山県備前県民局 農林水産事業部	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の提 供、その他必要な援助

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

備前市鳥獣被害対策実施隊設置要綱により、平成26年4月1日に市職員のみで実施隊を設置スタート、平成27年から民間隊員21名を任命し、有害鳥獣捕獲従事者と連携して、有害鳥獣の捕獲を推進する。 実施隊員：22名（うち市職員2名）※令和7年4月現在 【実施隊の主な役割】 ・ 市長が指示する対象鳥獣の捕獲活動。 ・ 地域住民と連携した追い払い活動の実施。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種施策を活用し、広範囲での被害防止を促し、集落全体での取組みを進めていく。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

東備西播定住自立圏共生ビジョンにより、兵庫県赤穂市、上郡町と連携して農作物等への鳥獣被害の減少を目指す。
--